

発行・編集

あわらし市商工会事務局（本所）

〒919-0621 福井県あわらし市市姫一丁目9-21
TEL：0776-73-0248 FAX：0776-73-7145

あわらし市商工会事務局（支所）

〒910-4103 福井県あわらし市二面2丁目701
TEL：0776-78-6311 FAX：0776-78-7801

福井で使えるデジタル地域通貨 「ふくいハピコイン」が始まりました

「ふくいハピコイン」は、スマートフォンアプリ「ふくアプリ」内で利用できるデジタル地域通貨です。令和5年11月より、福井県内にある約3,400の加盟店でのみ利用可能となっています（キャッシュレス決済）。今後、加盟店の増加、様々なハピコイン活用事業が展開されていく予定です。スマートフォンをお持ちの方は、ぜひダウンロードしてみてください。

ハピコインのご利用方法

STEP 1

まずは「ふくアプリ」をダウンロード

iPhoneの方



androidの方



STEP 2

地域通貨・ポイント取得

各種、プレミアム付地域商品券購入や二次元コード読込、
直接付与等で地域通貨・ポイントを取得できます。

STEP 3

加盟店で二次元コードを読み取り、お支払い



ふくい
ハピコイン

Powered by  ふくアプリ

お問合せ ふくアプリ・ふくいハピコイン事業事務局 TEL0776-50-7671

受付時間：平日9：00～17：00（土日祝除く）

実施主体 福井県未来創造課DX推進課

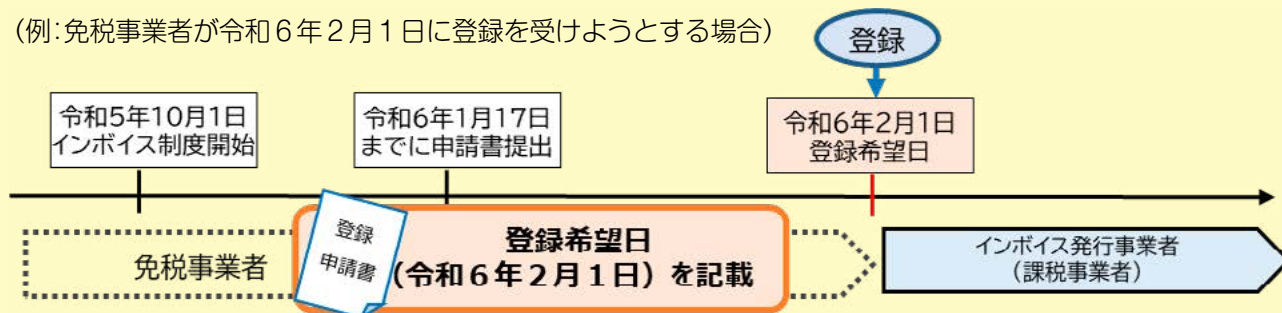
運営 株式会社ふくいのデジタル

免税事業者のインボイス登録申請手続き

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されています。

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において、令和5年10月2日以後にインボイス発行事業者となる場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載する必要があります。

（例：免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合）



課税事業者になるためには、通常であれば「課税事業者（選択）届出書」の提出が必要となりますが、インボイス制度導入時だけの経過措置として、インボイス登録申請手続きを行う場合は「課税事業者（選択）届出書」の提出は不要となります。

令和6年1月からの電子取引データの保存方法（電子帳簿保存法）

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている方は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存が義務化されます。

詳しくは、電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。



労働保険の手続きはおすすめですか？

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、ひとりでも労働者を雇用している事業主は、労働保険に加入する**義務**があります。

加入手続きを故意又は重大な過失により怠っていた場合は、遡及して保険料を徴収するほか、保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになっています。

労働保険の加入手続き、労働保険制度についてのご相談はお気軽にどうぞ！！

三国公共職業安定所 0776-81-3262 福井労働基準監督署 0776-54-7722